

7/14 (金)の行事



報道発表資料の配付日時 7月12日(火)

<p>発表項目 (行事名)</p>	<p>北海道薬物乱用防止指導員連合協議会長表彰および北海道薬物乱用防止指導員十勝地区協議会長表彰について</p>
<p>概要</p>	<p>標記協議会では、薬物乱用防止啓発活動等に関し、永年にわたり積極的に活動し、麻薬・覚醒剤乱用防止運動の推進に貢献している個人や団体に対して、表彰を行っております。 このたび、標記表彰の受賞者が決定しましたので、次のとおり伝達式を行います。</p> <p>【受賞者】</p> <ol style="list-style-type: none"> 北海道薬物乱用防止指導員連合協議会長表彰 細岡 和幸 北海道薬物乱用防止指導員十勝地区協議会長表彰 諏訪 久子、中村 章、石原 敦 <p>【伝達式】</p> <p>日時：令和5年(2023年)7月14日(金) 12:30～ 場所：北海道帯広保健所会議室 贈呈者：北海道薬物乱用防止指導員十勝地区協議会 会長 吉田 和史</p>
<p>参考</p>	
<p>報道(取材)に当たってのお願い</p>	<p>薬物乱用防止啓発活動等に関し、永年の貢献を称えての受賞であり、積極的な報道をいただくようお願いいたします。</p>
<p>他のクラブとの関係</p>	<p>同時配付 同時レク 記者レク</p>
<p>その他</p>	
<p>担当 (連絡先)</p>	<p>北海道薬物乱用防止指導員十勝地区協議会(北海道帯広保健所) 企画総務課地域医療薬務係(担当：坂本) TEL 0155-27-8635 (直通)</p>

受賞者について

①北海道薬物乱用防止指導員連合協議会長表彰

ほそおか かずゆき

細岡 和幸 (67才：昭和31年3月25日生まれ)

(1) 所在地 帯広市

(2) 功績概要

診療所で診療放射線技師として勤務する傍ら、北海道薬剤師会十勝支部指導員として16年間青少年に向けて薬物乱用防止の啓発活動に取り組み、北海道薬物乱用防止指導員十勝地区協議会においては、監事として携わり13年間協議会の運営に貢献されている。

当協議会としては、この功績は大きく、積極的に活動するその姿は他の薬物乱用防止指導員の模範となるものである。

なお、麻薬・覚醒剤乱用防止に功績のあった者に関する表彰歴は次のとおりである。

平成27年 北海道薬物乱用防止指導員十勝地区協議会長表彰

【北海道薬物乱用防止指導員連合協議会長表彰：表彰の基準】

次に掲げる要件のいずれかに該当し、その実績が特に優秀で他の模範と認められる団体又は個人とする。ただし、過去において、春秋叙勲による勲章を受賞した者及び同一功勞による厚生労働大臣、知事、厚生労働省医薬食品局長等の表彰を受賞した者は除く。

(1) 薬物乱用防止啓発活動等に関し、永年にわたり積極的に活動し、麻薬・覚醒剤乱用防止運動の推進に貢献している個人。ただし、永年にわたりとは、原則、団体においては引き続き期間が5年以上、個人においては引き続き期間が10年以上（組織の役職にあっては、役員歴が5年以上とする）であること。

(2) その他、北海道薬物乱用防止指導員連合協議会長が表彰にふさわしいと認める団体又は個人

②北海道薬物乱用防止指導員十勝地区協議会長表彰

すわ ひさこ

諏訪 久子 (82才：昭和15年10月17日生まれ)

(1) 所在地 帯広市

(2) 功績概要

北海道薬剤師会十勝支部指導員として7年間活動され、十勝女性団体連絡協議会において啓発資材の送付等啓発活動を行われる。

北海道薬物乱用防止指導員として積極的に活動するその姿は他の薬物乱用防止指導員の模範となるものである。

なかむら あきら

中村 章 (67才：昭和30年8月2日生まれ)

(1) 所在地 芽室町

(2) 功績概要

薬局薬剤師として勤務する傍ら、7年間北海道薬剤師会十勝支部指導員として活動し、北海道薬物乱用防止指導員十勝地区協議会においては、副会長として協議会の運営に貢献している。

北海道薬物乱用防止指導員として積極的に活動するその姿は他の薬物乱用防止指導員の模範となるものである。

いしはら あつし

石原 敦 (65才：昭和33年1月2日生まれ)

(1) 所在地 帯広市

(2) 功績概要

薬局薬剤師として勤務する傍ら、北海道薬剤師会十勝支部指導員として学生へ向け、薬物乱用防止教室を開催する等啓発活動に取り組み、北海道薬物乱用防止指導員十勝地区協議会においては、副会長として協議会の運営に貢献している。

7年間北海道薬物乱用防止指導員連合協議会指導員として積極的に活動するその姿は他の薬物乱用防止指導員の模範となるものである。

【北海道薬物乱用防止指導員十勝地区協議会長表彰：表彰の基準】

次に掲げる要件のいずれかに該当し、その実績が優秀で他の模範と認められる団体又は個人とする。ただし、過去において、春秋叙勲による勲章を受章した者及び同一功勞による厚生労働大臣、知事、厚生労働省医薬食品局長等の表彰を受賞した者は除く。

(1) 薬物乱用防止啓発活動等に関し、永年にわたり積極的に活動し、麻薬・覚せい剤乱用防止運動の推進に貢献している団体又は個人。ただし、永年にわたりとは、原則、団体にあつては引き続き期間が5年以上、個人にあつては引き続き期間が7年以上（組織の役職にあつては、役員歴が4年以上とする。）であること。

(2) その他、北海道薬物乱用防止指導員十勝地区協議会長が表彰にふさわしいと認める団体又は個人。